

都市計画変更案の縦覧



千曲市ホームページ <http://www.city.chikuma.nagano.jp>

更埴庁舎 TEL 026-273-1111 FAX 026-273-1004

戸倉庁舎 TEL 026-275-0004 FAX 026-275-0238

上山田庁舎 TEL 026-275-1050 FAX 026-276-0796

市では、都市計画道路の見直しを進めており、市民の皆さん 의견を反映した都市計画の変更案を作成しました。

● 都市計画の変更案の縦覧

■ 縦覧期間 4月16日(月)～5月1日(火)
* 土、日、祝日を除きます。

■ 時間 午前8時30分～午後5時15分

■ 縦覧場所 更埴庁舎都市計画課、千曲建設事務所整備課、県都市計画課

■ 意見書の提出方法 縦覧場所にある意見書に記入のうえ、5月1日(火)までに縦覧

* 意見書を提出できる人は、計画の変更に関する地域住民や利害関係者などです。
場所へ提出するか、郵送(〒387-8511 千曲市大字杭瀬下84番地 更埴庁舎都市計画課・当日必着)してください。

- 県・都市計画課(Tel 026-235-7298)
- 問い合わせ先
○ 更埴庁舎・都市計画課(内線5621)
○ 千曲建設事務所・整備課(Tel 026-273-5942)

後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療保険料が改定

保険料を算出するための保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直されることになっています。このたび平成24・25年度の保険料率が決定しました。また、法令が改正され、限度額が引き上げられました。

■ 均等割額	3万8239円
■ 所得割率	7・29%
■ 限度額	55万円

(参考) 保険料の計算方法
均等割額3万8239円+
(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×所得割率7・29%
24万5000円×被保険者数

低所得者の保険料の軽減を継続

■ 所得割額の軽減
○ 所得割5割軽減 「前年の総所得金額-基礎控除33万円」の額が58万円以下の場合。

■ 均等割額の軽減
○ 9割軽減 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下でそのほかの所得がない場合。

○ 2割軽減 世帯内の前年の総所得金額が「33万円+35万円×被保険者数」以下の場合。

■ 会社などの健康保険の被扶養者であつた人の軽減
均等割は9割軽減され、所得割はかかりません。

■ 保険料 下表参照
■ 問い合わせ先 戸倉庁舎・健康推進課(内線6254・6255)



低所得者の保険料の目安

軽減割合	平成24年度保険料
9割軽減の人	3,823円
8.5割軽減の人	5,735円
5割軽減の人	1万9,119円
2割軽減の人	3万591円
本人の所得額がなく、均等割のみかかっている人	3万8,239円

* 前年度の収入と世帯状況に変更がない場合の保険料です。